

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：南山城村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—%
全職員	83.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	83.1%
本庁課長補佐相当職	100.6%
本庁係長相当職	101.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.4%
31～35年	—%
26～30年	87.6%
21～25年	93.7%
16～20年	—%
11～15年	90.4%
6～10年	86.6%
1～5年	99.7%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員には一方の性別の該当者がいないため記載なし。
- ・役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」には該当する職員がいないため記載なし。
- ・勤続年数別の「31～35年」には一方の性別の該当者がいないため記載なし。
- ・勤続年数別の「16～20年」には該当者がいないため記載なし。
- ・扶養手当については、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は88.8%である。
- ・管理職手当については、男性の管理職の割合が高いため、男性の支給額が多い。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。